

# 会 議 録

※敬称略

会議名	令和4年度第8回豊田市情報公開・個人情報保護審査会		
日 時	令和4年10月3日(月) 午前9時から午前11時30分まで	場 所	教育委員会会議室
出席者	委 員：鋤柄 司、鈴木 裕利、鈴木 秀和、松村 享、宮崎 亮、渡部美由紀 事務局：法務課 瀧、伊東、野村 【令和4年諮問第11号】 審査請求人 ██████████ 実施機関（人事課、法務課、農政企画課） 杉浦、石川、新實、佐々木、疋田、安藤、神谷 【令和4年諮問第14号】 法務課 新實、佐々木、平岩		
内 容			
1 会長挨拶			
2 審 議 諮問第8号 ██████████ 部分開示決定に係る審査請求事件 (1) 事務局による内容説明 (2) 答申案協議			
(3) 結論 内容の修正については会長に一任し、事務局（案）を了承する。			

諮問第9号

不開示決定に係る審査請求事件

- (1) 事務局による内容説明
- (2) 答申案協議

(3) 結論

内容の修正については会長に一任し、事務局（案）を了承する。

諮問第11号

開示決定等に係る審査請求事件

- (1) 事務局による概要説明
- (2) 審査請求人による説明

(3) 審査請求人による質問と応答

(4) 審査会による質問と応答

(5) 審議の経過

(6) 結論

諮問第14号 豊田市情報公開条例に基づく開示請求手続に係る手数料の設定について

(1) 主管課（法務課）による資料に基づく説明  
（質疑応答）

Q：閲覧の場合はどうなるか。

A：開示手数料については、開示に係る事務が発生していることから、閲覧のみとしても1枚10円をいただく。

Q：100枚までの捉え方はどのようになるか。

A：1件の中で100枚を超えるか否かである。

Q：「1件にまとめてほしい」とか「今日はここまで、次回はここまで」といった要望には対応するのか。

A：柔軟に対応せざるを得ない。

Q：額は開示決定のときにしかわからないか。

A：開示手数料については、最終的な金額は開示決定のときにわかる。ただ、開示請求を受け付ける際、ある程度の規模感を伝えるようにしたいと考えている。

Q：法人や市民以外も一律とした理由は何か。

A：法人や市民以外にコストがかかっているという立法事実がなかった。偏在そのものが市民の中に生じていると評価している。

Q：コストや制度目的を考えると、市民と市民以外という考え方もあるように思う。他自治体の例を見ると、実費負担と開示手数料の両方をとっている例はあまり見られない。

A：実費も手数料としてとっている例もある。国に関して言えば、実費に上乗せして手数料をとっている。春日井市も同様。

(2) 審議の経過

意見なし。

(3) 結論

実施機関の案を適当なものと認める。

3 その他

事務局：次回の令和4年10月31日（月）は、個人情報保護法の改正に係る豊田市個人情報保護条例等の改正についての諮問が予定されているため実施する。時間、会議室は改めて御連絡する。

以上

出席委員署名欄

(鋤柄会長)

鋤柄 司

(松村委員)

松村 亨

(鈴木秀委員)

鈴木 秀和

(宮崎委員)

宮崎 亮

(鈴木裕委員)

鈴木 裕利

(渡部委員)

渡部 美由紀